

証券コード 6161

2023年6月1日

(電子提供措置の開始日：2023年5月26日)

株 主 各 位

大阪府守口市東郷通一丁目2番16号

株式会社エスティック

代表取締役社長 鈴木 弘 英

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第30回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.estic.co.jp/ir/meeting-documents/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスしていただき、「銘柄名(会社名)」に「エスティック」または「コード」に当社証券コード「6161」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

株主の皆様におかれましては、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権の事前行使をお願い申し上げます。

なお、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月16日(金曜日)午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月19日(月曜日) 午前10時
2. 場 所 大阪府守口市河原町10-5
ホテル・アゴーラ大阪守口 2F ロイヤルプリンセス
(末尾記載の株主総会会場ご案内略図をご参照下さい。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第30期（2022年3月21日から2023年3月20日まで）事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第30期（2022年3月21日から2023年3月20日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、資源節約のため、この「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。

第 30 期 事 業 報 告

〔 2022年 3 月21日から 〕
〔 2023年 3 月20日まで 〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、変異株により長引く新型コロナウイルス感染症や出口の見えないロシアのウクライナ侵攻などに起因する原油や様々な資源などの国際商品相場の高騰、日米欧各国の金融政策などを背景とした円安の拡大など、先行きの読みづらい状況が継続してまいりました。

このような経済環境のなか、当社主力販売先である自動車産業界における設備投資の状況や当社製品の品種別の販売状況につきましては市場別に次のとおりとなっております。

① 国内市場

ハンドナットランナの受注状況は堅調に推移したものの、資源価格の高騰や半導体供給状況の悪化などによる原材料及び部品調達コストの上昇や長納期化により、当社製品の生産コストの上昇、生産数量の制限、それに伴う製品販売納期の長納期化など、特に年度前半は数カ月先の生産、販売状況も予測しづらい環境で推移してまいりました。しかし年末あたりから半導体の供給数量に少しながら改善傾向がみられ、それに伴った当社製品の生産量の拡大により下期売上高は堅調に推移いたしました。

一方、ネジ締付装置の受注状況も年度後半から徐々に動きだしつつあり、本格的な設備投資計画の回復とは言えないものの改善の兆しが見え始めております。

② 米国市場

米国経済は年間を通して高水準の企業収益を背景に設備投資は堅調に推移してまいりました。

当社主力販売先である日系自動車メーカー、農機具メーカーからの受注は堅調に推移し、加えてEV自動車メーカーからの受注も増加傾向にあり総じて堅調に推移いたしました。しかし半導体不足による日本からの製品供給数量制限によって販売数量が制限されたことによりドルベースでの売上高は前年比を下回りましたが、前年比大幅な円安により連結ベースでの円建て売上高は前年を上回る結果となりました。

③ 中国市場

中国経済は政府によるゼロコロナ政策による大規模な隔離対策に伴い経済活動が弱含みで推移いたしました。

当社主力販売先である自動車メーカーにおける設備投資は、内燃機系の設備投資の減少が顕著であります。一方、EV自動車系設備投資は依然堅調に推移しております。米国同様生産数量の制限から販売体制に制約を受けつつもハンドナットランナ及びナットランナにおいては前年を上回る売上高で推移いたしました。

④ その他の市場

その他市場の品種別販売状況については、日系自動車関連メーカーのASEAN地域への設備投資拡大や、各地域で販売代理店の拡充見直しを行ったことなどにより、マレーシア、インド、ベトナム、タイにおいてハンドナットランナが堅調に推移し、韓国ではナットランナ及びサーボプレスが堅調に推移いたしました。

その結果、当連結会計年度の売上状況は、上記の市場環境によりネジ締付装置、サーボプレス以外の品種で前年比増収となり売上高6,718百万円(前期比16.8%増)となりました。

利益状況は、人件費等の固定費が増加になりましたが、ハンドナットランナ、ナットランナの売上が堅調に推移したことを受け売上高が増加した結果、営業利益1,484百万円(前期比32.5%増)、売上高営業利益率22.1%(前期は19.5%)、経常利益1,534百万円(前期比28.1%増)、売上高経常利益率22.8%(前期は20.8%)、親会社株主に帰属する当期純利益1,079百万円(前期比31.6%増)となりました。

地域別売上においては、国内市場の回復がやや遅く、海外市場でハンドナットランナやナットランナが堅調に推移したこともあり海外売上比率が上昇し、海外売上高4,192百万円(前期比25.3%増)、国内売上高2,526百万円(前期比4.9%増)、売上全体に占める海外売上比率は62.4%(前期は58.2%)、国内売上比率は37.6%(前期は41.8%)となりました。

なお、当社製品は、ネジ締付装置、同部品及びネジ締付工具でありますので、単一セグメントとして市場環境を判断しております。

製品別の売上高は次のとおりであります。

区 分	金 額 (千円)	構 成 比 (%)
ナ ッ ト ラ ン ナ	1,261,572	18.8
ハンドナットランナ	4,229,990	62.9
サ ー ボ プ レ ス	84,926	1.3
ネ ジ 締 付 装 置	792,882	11.8
修理・点検・その他	349,521	5.2
合 計	6,718,893	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は260百万円であり、このうち主なものは、(仮称)技術開発センター建設費であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社製品は自動車産業の設備投資に密接な影響を受けており、世界規模での自動車産業の設備投資に対応できる販売体制、サービスメンテナンス体制及び生産体制の確立が不可欠であると考えております。

したがって、利益の確保と海外販売拠点、サービス拠点、生産拠点への投資のバランスを図りつつも積極的な海外投資を行っていかねばならないと考えております。

また、直接投資のみならず海外代理店の整備、拡充、教育も重要な戦略に位置付けながら海外市場開拓に注力してまいります。

さらに、健全かつ効率的経営のために、法令遵守の徹底、コーポレート・ガバナンスの強化、リスク管理体制の強化及び内部統制システムの整備を図ってまいります。

しかしながら、物価高騰による仕入部材価格の高騰や人件費の高騰の影響については留意していく必要があります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第27期 (2020年3月期)	第28期 (2021年3月期)	第29期 (2022年3月期)	第30期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高(千円)	6,773,705	5,294,631	5,754,200	6,718,893
経常利益(千円)	1,754,134	1,072,744	1,197,622	1,534,070
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	1,193,317	729,660	820,228	1,079,587
1株当たり当期純利益(円)	115.20	73.59	82.67	108.69
総資産(千円)	7,145,833	7,491,451	8,375,108	9,865,700
純資産(千円)	6,025,215	6,526,737	7,280,329	8,326,256

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は、2021年12月21日付けで普通株式1株につき4株の株式分割を行っておりますが、第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、第30期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社の状況

名 称	出資比率	主要な事業内容
ESTIC (THAILAND) CO., LTD.	49.8%	製品の販売及び据付、修理、その他付随業務
ESTIC AMERICA, INC.	100.0%	製品の販売及び据付、修理、その他付随業務

(7) 主要な事業内容

当社は、ネジ締付省力機械等の設計製作、販売及び修理を行っております。

(8) 主要な営業所等

①当社

本 社 大阪府守口市東郷通一丁目2番16号
営業所

名 称	所 在 地
東 京 営 業 所	横 浜 市 港 北 区
中 部 営 業 所	愛 知 県 岡 崎 市

工 場

名 称	所 在 地
橋 波 事 業 所	大 阪 府 守 口 市
東 郷 事 業 所	大 阪 府 守 口 市

②子会社

名 称	所 在 地
ESTIC (THAILAND) CO., LTD.	タイ(バンコク)
ESTIC AMERICA, INC.	アメリカ(ケンタッキー州)

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減数
207名	4名増

②当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減数	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
186名	3名増	39.4歳	7.8年

(注) 従業員数には臨時従業員23名の人数は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(2023年3月20日現在)

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 20,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 11,768,000株(自己株式 1,831,935株を含む) |
| (3) 株主数 | 1,101名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
鈴木 弘	1,579,200	15.89
株式会社 日伝	1,120,000	11.27
弘鈴興産株式会社	800,000	8.05
長沼商事株式会社	560,000	5.63
エステック従業員持株会	542,100	5.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	535,100	5.38
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	430,000	4.32
NORTHERN TRUST CO. (AFPC) RE THE HIGHLYLEGE INTERNATIONAL INVESTORS SMALLER COMPANIES FUND	421,100	4.23
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	374,855	3.77
池田 康 廣	348,000	3.50

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(1,831,935株)を控除して計算しております。
 2. 持株比率は、小数点以下第3位を切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数(株)	交付対象者(名)
取締役(監査等委員・社外取締役を除く。)	3,200	2
社外取締役	—	—
取締役(監査等委員)	—	—

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (4) 当事業年度に係る取締役の報酬等」に記載のとおりであります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等(2023年3月20日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木弘英	営業本部長
専務取締役	伊勢嶋勇	管理部長
取締役(監査等委員)(常勤)	山本純治	
取締役(監査等委員)	河渕健司	
取締役(監査等委員)	大松信貴	川上塗料株式会社 社外監査役 株式会社タケウチ建設 社外監査役

- (注) 1. 鈴木弘氏は、2022年6月17日開催の第29回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
2. 監査等委員である取締役 山本純治氏、河渕健司氏、大松信貴氏は社外取締役であります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査室との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、山本純治氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 監査等委員である取締役 大松信貴氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、また、公認会計士資格を有しております。
5. 監査等委員である取締役 河渕健司氏、大松信貴氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 社外取締役との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としています。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

(4) 当該事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会で決議しております。当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬と譲渡制限付株式報酬としております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬と当該事業年度終了後の一定の時期に支給する賞与としております。

基本報酬の金額は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、業務執行状況や当社及び株主への貢献度合い等を総合的に勘案して決定し、賞与の金額は、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の担当業務における成果に応じて、総合的に勘案して決定しております。譲渡制限付株式報酬は、株主との価値共有、企業価値向上への貢献度合い等を総合的に勘案し決定しております。

監査等委員である取締役の報酬は、その職務を鑑み、基本報酬のみとする。監査等委員である取締役の基本報酬は、経営に対する独立性に鑑み、金銭による月例の固定報酬のみとし、基本報酬の金額は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、職務分担等を勘案し、監査等委員会において協議し決定しております。

② 基本報酬の額及び譲渡制限付株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の種別の報酬の割合については、役位、職責等を総合的に勘案し決定しております。

③ 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長兼営業本部長鈴木弘英氏が取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の固定報酬の額と賞与の額とし、この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の担当業務の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって、適切に行使されるよう、監査等委員である取締役に諮問し答申を得る等の措置を講じることとします。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、代表取締役社長が株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で草案を作成し、取締役会において慎重に審議、決議に

よる委任に基づいて、代表取締役社長がその分配を決定しております。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の譲渡制限付株式報酬の個人別の割当て数については、代表取締役社長の案を踏まえ、株主総会の決議によって決定した報酬総額の限度内において取締役会の決議によって決定しております。当該手続きを経て取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の役員報酬に関する株主総会の決議年月日につきましては、2017年6月16日開催の第24回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を年額150,000千円以内（使用者給与は含まない）、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額30,000千円以内と決議いただいております。2021年6月17日開催の第28回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の譲渡制限付株式の付与のための報酬を年間2,400株、年額24,000千円以内（ただし使用者兼務取締役の使用人分としての給与は含みません。）と決議いただいております。

④ 取締役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	譲渡制限付株式報酬
取締役（監査等委員を除く）	3名	51,303千円	47,883千円	3,420千円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (3名)	13,000千円 (13,000千円)	13,000千円 (13,000千円)	— (—)
合 計 （うち社外役員）	6名 (3名)	64,303千円 (13,000千円)	60,883千円 (13,000千円)	3,420千円 (—)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年6月16日開催の第24回定時株主総会において年額150,000千円以内（使用者給与は含まない）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名です。また、別枠で譲渡制限付株式報酬は2021年6月17日開催の第28回定時株主総会において年額24,000千円以内（2,400株以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名であります。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年6月16日開催の第24回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
3. 取締役（監査等委員を除く）の人数及び報酬等の総額には、2022年6月17日開催の第29回定時株主総会終結時をもって退任した鈴木弘氏を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

取締役(監査等委員)大松信貴氏は、川上塗料株式会社及び株式会社タケウチ建設の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	山本 純治	当事業年度において開催された取締役会18回のうち、監査等委員として18回出席し、また、監査等委員会15回のすべてに出席いたしました。長年の事業会社の営業経験と見識をいかし、取締役会の意思決定の妥当性・適正を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、主として法令遵守及び内部統制システムの確立の観点から行った監査の結果を報告すると共に、意見を述べております。
取締役 (監査等委員)	河淵 健司	当事業年度において開催された取締役会18回のうち、監査等委員として18回出席し、また、監査等委員会15回のすべてに出席いたしました。企業経営の豊富な経験と見識をいかし、取締役会の意思決定の妥当性・適正を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、主として法令遵守及び内部統制システムの確立の観点から行った監査の結果を報告すると共に、意見を述べております。
取締役 (監査等委員)	大松 信貴	当事業年度において開催された取締役会18回のうち、監査等委員として18回出席し、また、監査等委員会15回のすべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から財務及び会計に関する高度な専門知識をいかし、取締役会の意思決定の妥当性・適正を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、主として法令遵守及び内部統制システムの確立の観点から行った監査の結果を報告すると共に、意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ひびき監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,600千円
②	当社の会計監査人に当社及び子会社が支払うべき金銭 その他財産上の利益の額	20,600千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、複数の社外取締役を選任し、また取締役会を定期的に開催することにより相互牽制機能の充実に努めております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行います。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の損失の危険の管理は、業務を執行する担当役員が日常での全体管理を行います。万一、損失の危険が、業績に重大な影響を及ぼすおそれが生じた場合は、担当役員が社長へ報告するとともに緊急に取締役会を開催しその対応を早急に検討し、これらの状況は監査等委員会へ報告するものとします。また、当社の業績に重要な影響を及ぼすとされる事項は、遅滞なく会計監査人へ報告するとともに、適時開示等によりステークホルダーに開示します。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会を月1回開催する他、必要な場合は臨時取締役会を開催し機動的かつ迅速な会社の意思決定並びに情報の共有、取締役の業務執行状況の監督を行っております。また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)については、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するため、任期を1年としております。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役は使用人に対するコンプライアンス教育を継続的に行います。
使用人が法令又は定款に違反するおそれのある行為を発見した場合は速やかに、取締役又は監査等委員へ通報しなければならないことを周知しております。
- (6) 当社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
企業集団の事業活動が法令及び定款に適合することを確保し、且つ横断的に業務の適正性と効率性を確保するために定期的な報告ルールの充実に努め、企業集団の適正な管理を実践しております。

- (7) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役(監査等委員を除く)からの独立性に関する事項

監査等委員が監査を実効的に行うために監査等委員の職務を補助すべき使用人の配属を求めたときは、それを適切に補完できる必要な知識・能力を備えた使用人を配置します。また、監査等委員の職務の独立性を確保するため、監査等委員の職務を補助する使用人の異動については、監査等委員会の同意を得て行い、また当該使用人への指揮命令は監査等委員が行うものとします。

- (8) 取締役(監査等委員を除く)及び使用人が監査等委員に報告するための体制
その他監査等委員への報告に関する体制

取締役(監査等委員を除く)及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、法令又は定款に違反するおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査等委員又は監査等委員会へ報告を行います。また、取締役(監査等委員を除く)及び使用人は監査等委員から監査に必要な事項に関し説明を求められた場合は、速やかに監査等委員又は監査等委員会へ必要な報告を行います。

- (9) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は監査計画の策定に当たり会計監査人及び内部監査室との意見交換を行い、監査の方法及び監査業務の役割分担を含め監査等委員会でこれを決定します。監査等委員が必要と認めた場合、弁護士、公認会計士及び税理士等との連携により適切な監査を行います。また、監査等委員は監査に必要な情報を収集するために各種重要な会議への出席、稟議書その他の重要な書類の閲覧をすることができます。

- (10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に評価を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、評価の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,842,373	流動負債	1,165,712
現金及び預金	2,247,466	買掛金	273,736
受取手形	78,949	リース債務	22,479
売掛金	1,871,626	未払金	220,069
電子記録債権	417,494	未払費用	173,416
商品及び製品	464,635	未払法人税等	296,759
仕掛品	223,011	賞与引当金	110,930
原材料	1,391,595	製品保証引当金	52,000
未収消費税等	16,755	未払消費税等	926
その他	132,837	その他	15,393
貸倒引当金	△1,998	固定負債	373,732
固定資産	3,023,327	リース債務	50,074
有形固定資産	2,195,912	退職給付に係る負債	323,657
建物及び構築物	726,580		
機械装置及び運搬具	10,959		
工具器具及び備品	90,428		
土地	1,071,534		
リース資産	69,619		
建設仮勘定	226,789		
無形固定資産	41,366	負債合計	1,539,444
ソフトウェア	37,821	純資産の部	
水道施設利用権	2,664	株主資本	8,052,205
その他	880	資本金	557,000
投資その他の資産	786,048	資本剰余金	644,876
投資有価証券	114,159	利益剰余金	8,295,508
関係会社出資金	294,937	自己株式	△1,445,179
繰延税金資産	273,903	その他の包括利益累計額	170,677
保険積立金	88,467	その他有価証券評価差額金	23,574
その他	15,380	為替換算調整勘定	147,103
貸倒引当金	△800	非支配株主持分	103,373
資産合計	9,865,700	純資産合計	8,326,256
		負債・純資産合計	9,865,700

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

〔2022年3月21日から
2023年3月20日まで〕

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		6,718,893
売 上 原 価		3,550,954
売 上 総 利 益		3,167,939
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,683,188
営 業 利 益		1,484,750
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	189	
受 取 配 当 金	3,776	
為 替 差 益	2,134	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	36,493	
雇 用 調 整 助 成 金	2,004	
そ の 他	5,455	50,054
営 業 外 費 用		
そ の 他	735	735
経 常 利 益		1,534,070
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	2,136	2,136
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,531,933
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	528,242	
法 人 税 等 調 整 額	△100,154	428,087
当 期 純 利 益		1,103,846
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		24,258
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,079,587

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔2022年3月21日から
2023年3月20日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	557,000	642,041	7,384,660	△1,453,738	7,129,964
当期変動額					
剰余金の配当			△168,739		△168,739
親会社株主に帰属する当期純利益			1,079,587		1,079,587
自己株式の取得				△43	△43
譲渡制限付株式報酬		2,834		8,602	11,436
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	2,834	910,847	8,558	922,240
当期末残高	557,000	644,876	8,295,508	△1,445,179	8,052,205

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替調整	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	34,229	45,786	80,016	70,348	7,280,329
当期変動額					
剰余金の配当					△168,739
親会社株主に帰属する当期純利益					1,079,587
自己株式の取得					△43
譲渡制限付株式報酬					11,436
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△10,655	101,316	90,661	33,024	123,685
当期変動額合計	△10,655	101,316	90,661	33,024	1,045,926
当期末残高	23,574	147,103	170,677	103,373	8,326,256

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 ESTIC (THAILAND) CO., LTD. 、 ESTIC AMERICA, INC.

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数 1社

持分法を適用した関連会社の名称 SHANGHAI ESTIC CO., LTD.

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社であるESTIC (THAILAND) CO., LTD. 及びESTIC AMERICA, INC. の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、これらの会社の2022年12月31日現在の財務諸表を使用し、当連結会計年度末までの間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②棚卸資産

商品

先入先出法による原価法

製品・仕掛品

見込生産品については主として移動平均法による原価法、受注生産品については個別法による原価法

原材料

移動平均法による原価法

(連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

ア．リース資産以外の有形固定資産

定率法によっております。(ただし、在外子会社は、定額法)

ただし、当社の1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5年～39年

工具器具及び備品 2年～15年

イ．リース資産

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産

リース期間定額法によっております。

なお、主なリース期間は5年です。

②無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 製品保証引当金

製品の無償保証期間の無償修理費用の支出に備えるため、過去の実績率に基づく負担見込額及び個別事象を勘案した負担見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、ネジ締付装置及びナットランナ等の製造・販売を主な事業としております。商品又は製品の販売は、当社及び連結子会社の顧客との契約に基づいて商品又は製品を引き渡すことを履行義務としております。

ネジ締付装置に関しては、製品の据付けが完了した時点において、支配が顧客に移転し履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。

ナットランナ等の販売に関しては、商品又は製品を引き渡した時点において支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しており、引渡時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売においては、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転するまでの期間が通常の間である場合には、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

②退職給付に係る会計処理の方法

当社グループは、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」と「売掛金」に区分して表示しております。なお、当該会計基準等の適用が当該連結会計年度の期首利益剰余金及び損益に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	464,635千円
仕掛品	223,011千円
原材料	1,391,595千円

- (2) 会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の正味売却価額が帳簿価額を下回った場合は、帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を棚卸資産評価損として売上原価に計上しております。また、正常な営業循環過程から外れた棚卸資産については、期末日から一定期間を経過しているものを長期滞留在庫と判断し、長期滞留在庫の評価時点の取得原価に滞留期間に応じて設定された減額率を乗じることにより棚卸資産評価損として売上原価に計上しております。

なお、当該見積りには、将来の不確実な市場環境等の影響を受ける場合があります、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

追加情報

(新型コロナウイルス感染症について)

新型コロナウイルス感染症の影響について、当社グループへの影響は限定的であるとの仮定に基づき、当連結会計年度における会計上の見積りを行っておりません。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

1, 019, 619千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び数 普通株式 11, 768, 000株
2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月17日 定時株主総会	普通株式	168, 739	17	2022年3月20日	2022年6月20日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議(議案)	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (千円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	228, 529	23	2023年3月20日	2023年6月20日

3. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1, 842, 120	715	10, 900	1, 831, 935

(変動事由の概要)

増減数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加	48株
譲渡制限付株式報酬の無償取得による増加	667株
譲渡制限付株式報酬による減少	10, 900株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等安全性の高い金融資産で運用することを基本としております。

資金調達については、自己資金で賄っております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての売掛金は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、営業上の関係を有する企業の株式であります。株式は市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権等については販売部門及び管理部門が定期的にモニタリングを行い、顧客ごとに期日及び残高を管理し、財政状態等の悪化等による回収懸念の早期把握に努めリスクの軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に時価を把握しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月20日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	114,159	114,159	—
資産計	114,159	114,159	—

(注) 1. 現金及び預金、受取手形、売掛金、電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 関係会社出資金(連結貸借対照表計上額294,937千円)は、市場価格がなく、上記の表に含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	114,159	—	—	114,159
資産計	114,159	—	—	114,159

(注) 時価の算定に、用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	ナットランナ	ハンド ナットランナ	ネジ締付装置	その他	合計
外部顧客への 売上高	1,261,572	4,229,990	792,882	434,448	6,718,893

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 827円58銭
- 1 株当たり当期純利益 108円69銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年3月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,080,177	流 動 負 債	1,103,025
現金及び預金	2,202,233	買掛金	273,736
受取手形	78,949	リース債	3,293
電子記録債権	417,494	未払金	215,590
売掛金	1,375,881	未払費用	143,993
製品	312,157	未払法人税等	289,000
仕掛品	223,011	前受金	599
原材料	1,391,595	預り金	13,882
前払費用	4,896	賞与引当金	110,930
未収入金	53,188	製品保証引当金	52,000
その他の	22,888	固 定 負 債	327,406
貸倒引当金	△2,119	リース債務	5,485
固 定 資 産	2,744,960	退職給付引当金	321,921
有 形 固 定 資 産	2,085,652	負 債 合 計	1,430,432
建物	713,271	純 資 産 の 部	
構築物	12,038	株 主 資 本	7,371,131
機械及び装置	2,390	資 本 金	557,000
車両運搬具	0	資 本 剰 余 金	644,876
工具器具及び備品	51,635	資 本 準 備 金	639,750
土地	1,071,534	その他資本剰余金	5,126
リース資産	7,992	利 益 剰 余 金	7,614,435
建設仮勘定	226,789	利 益 準 備 金	7,700
無 形 固 定 資 産	39,537	その他利益剰余金	7,606,735
ソフトウェア	35,992	別 途 積 立 金	1,400,000
電話加入権	880	繰越利益剰余金	6,206,735
水道施設利用権	2,664	自 己 株 式	△1,445,179
投 資 其 他 の 資 産	619,770	評 価 ・ 換 算 差 額 等	23,574
投資有価証券	114,159	その他有価証券評価差額金	23,574
出資金	10	純 資 産 合 計	7,394,706
関係会社出資金	125,432	負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,825,138
繰延税金資産	280,238		
保険積立金	88,467		
その他	12,262		
貸倒引当金	△800		
資 産 合 計	8,825,138		

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔2022年3月21日から
2023年3月20日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	5,988,956
売 上 原 価	3,567,655
売 上 総 利 益	2,421,300
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,225,810
営 業 利 益	1,195,490
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1
受 取 配 当 金	97,960
為 替 差 益	996
雇 用 調 整 助 成 金	2,004
雑 収 入	1,597
営 業 外 費 用	
雑 損 失	734
経 常 利 益	1,297,317
特 別 損 失	
固 定 資 産 売 却 損	2,136
税 引 前 当 期 純 利 益	1,295,181
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	449,984
法 人 税 等 調 整 額	△83,487
当 期 純 利 益	928,684

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔2022年3月21日から
2023年3月20日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	557,000	639,750	2,291	642,041	7,700	1,400,000	5,446,790	6,854,490
当事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△168,739	△168,739
当 期 純 利 益							928,684	928,684
自己株式の取得								
譲渡制限付株式報酬			2,834	2,834				
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)								
当事業年度中の変動額合計	—	—	2,834	2,834	—	—	759,944	759,944
当 期 末 残 高	557,000	639,750	5,126	644,876	7,700	1,400,000	6,206,735	7,614,435

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△1,453,738	6,599,794	34,229	34,229	6,634,023
当事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△168,739			△168,739
当 期 純 利 益		928,684			928,684
自己株式の取得	△43	△43			△43
譲渡制限付株式報酬	8,602	11,436			11,436
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)			△10,655	△10,655	△10,655
当事業年度中の変動額合計	8,558	771,337	△10,655	△10,655	760,682
当 期 末 残 高	△1,445,179	7,371,131	23,574	23,574	7,394,706

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

①製品・仕掛品

見込生産品については移動平均法による原価法、受注生産品については個別法による原価法

②原材料

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

①リース資産以外の有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数については次のとおりであります。

建物	17年～39年
工具器具及び備品	2年～15年

②リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間定額法によっております。
なお、リース期間は5年です。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 製品保証引当金

製品の無償保証期間の無償修理費用の支出に備えるため、過去の実績率に基づく負担見込額及び個別事象を勘案した負担見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、ネジ締付装置及びナットランナ等の製造・販売を主な事業としております。製品の販売は、当社の顧客との契約に基づいて製品を引き渡すことを履行義務としております。

ネジ締付装置に関しては、製品の据付けが完了した時点において、支配が顧客に移転し履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。

ナットランナ等の販売に関しては、商品又は製品を引き渡した時点において支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しており、引渡時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転するまでの期間が通常の間である場合には、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。なお、当該会計基準等の適用が当該事業年度の期首利益剰余金及び損益に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、これによる、計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

製	品	312,157千円	
仕	掛	品	223,011千円
原	材	料	1,391,595千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

追加情報

(新型コロナウイルス感染症について)

新型コロナウイルス感染症の影響について、当社への影響は限定的であるとの仮定に基づき、当事業年度における会計上の見積りを行っております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	896,163千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	314,768千円
短期金銭債務	1,750千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高の総額	1,431,988千円
営業取引以外の取引による取引高の総額	84,940千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式(株)	1,842,120	715	10,900	1,831,935

(変動事由の概要)

増減数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加	48株
譲渡制限付株式報酬の無償取得による増加	667株
譲渡制限付株式報酬による減少	10,900株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	98,572千円
棚卸資産評価損	41,685千円
賞与引当金	33,966千円
製品保証引当金	15,922千円
未払事業税	16,274千円
未払金	49,649千円
関係会社出資金(減損)	5,205千円
その他	29,365千円
繰延税金資産小計	290,642千円
繰延税金資産合計	290,642千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△10,404千円
繰延税金負債合計	△10,404千円
繰延税金資産の純額	280,238千円

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主(会社等)	㈱日伝	大阪市中央区	機械設備及び器具商品の販売	(被所有)直接11.3	当社製品の販売及び原材料(部品・資材等)の購入	製品の販売	418,266	売掛金	43,591
						原材料の購入	938,146	買掛金	77,931

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
製品の販売及び原材料の購入については、一般取引先と同様、市場価格をもとに合理的に決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社	SHANGHAI ESTIC CO., LTD.	中国上海市	当社製品の販売、ネジ締付装置の製造・販売及び修理・点検	(所有)直接50.0	当社製品の販売及び当社製品を組み込んだ製品の製造・販売、当社製品の外注加工 役員の兼任2名	製品の販売	378,355	売掛金	150,229
連子会社	ESTIC (THAILAND) CO., LTD.	タイバンコク	当社製品の販売及び据付、その他付随業務	(所有)直接49.8	当社製品の販売及び据付、修理、その他付随業務 役員の兼任1名	製品の販売	83,847	売掛金	11,643
連子会社	ESTIC AMERICA, INC.	アメリカケンタッキー州	当社製品の販売及び据付、その他付随業務	(所有)直接100.0	当社製品の販売及び据付、修理、その他付随業務 役員の兼任1名	製品の販売	936,805	売掛金	94,428

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
製品の販売については、一般取引先と同様、市場価格をもとに合理的に決定しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 744円23銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 93円50銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

株式会社エスティック
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 富田 雅彦
業務執行社員

代表社員 公認会計士 松本 勝幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エスティックの2022年3月21日から2023年3月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスティック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

株式会社エスティック
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員	公認会計士	富田 雅彦
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	松本 勝幸
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスティックの2022年3月21日から2023年3月20日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年3月21日から2023年3月20日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月17日

株式会社エスティック 監査等委員会

常勤監査等委員 山本 純治 ㊟
監査等委員 河渕 健司 ㊟
監査等委員 大松 信貴 ㊟

(注)常勤監査等委員山本純治、監査等委員河渕健司、監査等委員大松信貴は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の配当方針につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案し、適正な成果の配分を基本としております。

当期の配当につきましては、1株当たり18円を予定しておりましたが、業績を鑑み株主の皆様の日頃のご支援にお応えするべく、1株当たり5円増配の23円とさせていただきます。

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 23円

総額 228,529,495円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月20日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（2名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	す ず き ひろひで 鈴木 弘 英 (1970年2月19日生)	2012年4月 当社入社 2015年1月 ESTIC AMERICA, INC. (出向) Vice President 2017年6月 当社取締役営業本部長 2020年6月 当社代表取締役社長(現任)	108,000株
2	い せ じ ま い さ む 伊勢嶋 勇 (1962年1月26日生)	1995年4月 当社入社 2003年4月 当社管理部部长 2005年6月 当社取締役管理部部长 2007年5月 当社取締役管理本部長 2012年4月 当社常務取締役管理本部長 2014年1月 当社常務取締役管理部部长 2018年6月 当社専務取締役管理部部长 2023年3月 当社専務取締役(現任)	65,900株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	やまもと じゅんじ 山本純治 (1954年11月30日生)	1973年3月 株式会社日伝入社 2019年6月 同社退社 2019年6月 当社取締役就任(監査等委員)(現任)	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】			
山本純治氏は、会社の経営に関与したことはありませんが、長きにわたり事業会社に在籍し、営業の長年の経験と見識を有していることから、企業経営の健全性・妥当性を確保するために十分な助言をいただけるものと期待して、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。			
2	こうぶち けんじ 河渕健司 (1950年7月10日生)	1975年4月 太陽鉄工株式会社(現株式会社TAIYO)入社 2001年6月 同社取締役 2003年6月 同社常務取締役 2007年6月 同社専務取締役 2008年6月 同社代表取締役社長 2014年6月 同社取締役会長 2015年9月 同社取締役会長退任 2016年6月 油研工業株式会社取締役(社外)就任 2017年6月 当社取締役就任(監査等委員)(現任)	1,700株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】			
河渕健司氏は、長きにわたり事業会社に在籍し、企業経営について豊富な経験と見識を有していることから、経営全般の監視を期待して、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

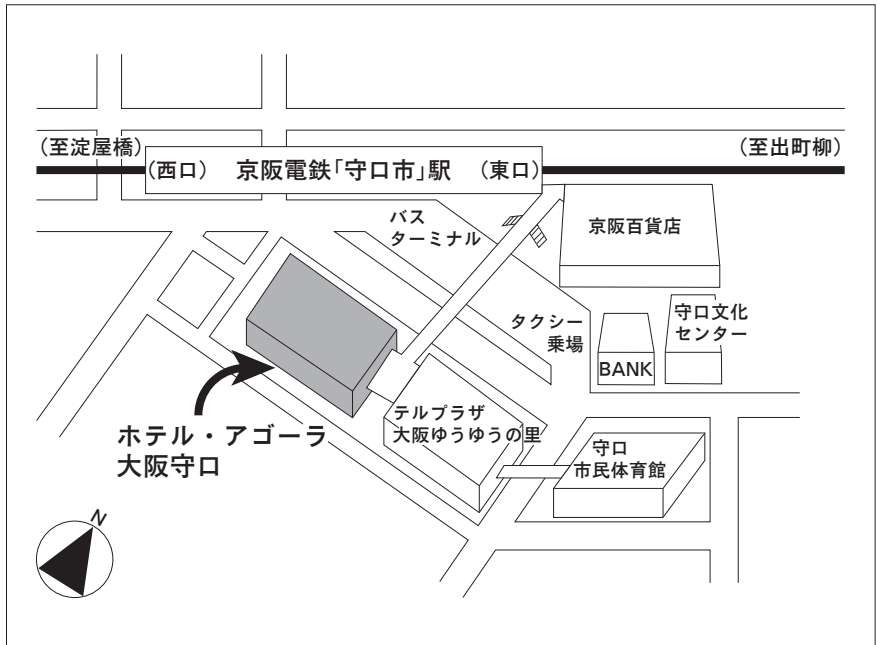
候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	おおまつ のぶたか 大松 信貴 (1970年7月24日生)	1996年10月 太田昭和監査法人(現 EY新 日本有限責任監査法人)入所 1999年5月 公認会計士登録 2016年7月 金融庁公認会計士・監査審 査会公認会計士監査検査官 2020年7月 EY新日本有限責任監査法人 退所 2020年8月 大松公認会計士事務所所長 (現任) 2020年9月 税理士登録 2021年2月 川上塗料株式会社 監査役就任(現任) 2021年6月 当社取締役就任(監査等委 員)(現任) [重要な兼職の状況] 川上塗料株式会社 監査役 株式会社タケウチ建設 監査役	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 大松信貴氏は、会社の経営に関与したことはありませんが、大手監査法人における上場企業の会計監査の業務経験を有しており、また公認会計士資格を有し、財務及び会計に関する高度な専門知識を生かし、適切な監査の遂行及び提言をいただけるものと期待して、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 山本純治氏は2019年6月まで株式会社日伝に勤務しており、当社は同社と原材料仕入等の取引関係があります。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、山本純治氏、河渕健司氏、大松信貴氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 本総会終結の時をもって、山本純治氏の当社社外取締役監査等委員就任期間は4年、河渕健司氏の当社社外取締役監査等委員就任期間は6年、大松信貴氏の当社社外取締役監査等委員就任期間は2年となります。
4. 当社は、山本純治氏、河渕健司氏、大松信貴氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としています。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。)等を填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内略図

会場 大阪府守口市河原町10-5
ホテル・アゴーラ大阪守口
2F ロイヤルプリンセス
TEL 06-6994-1111



交通 京阪電鉄「守口市」駅下車 東口より徒歩約2分